

印西市地域ケア会議設置及び運営に関する要綱
(設置)

第1条 高齢者等が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、個別の支援策、地域の課題等について検討するとともに、多様な社会資源を活用した社会基盤を整備し、包括的かつ継続可能な地域に合った支援（以下「地域包括ケアシステム」という。）を構築するため、印西市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 地域住民、介護事業者、医療事業者その他高齢者等の支援を行うものの連携（以下「地域包括支援ネットワーク」という。）の構築に関する事。
- (2) 地域の社会資源情報の集約及び活用に関する事。
- (3) 地域が抱える課題の分析及び共有化に関する事。
- (4) 多職種と協働した個別支援策の検討に関する事。
- (5) 地域の介護支援専門員及び介護サービス事業者の支援に関する事。
- (6) 新たな高齢者等支援サービス及び資源開発の検討に関する事。
- (7) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント支援に関する事。
- (8) その他市長が前条の目的を達成するため必要と認めた事。

(会議の構成)

第3条 地域ケア会議は、次の各号に掲げる会議をもって構成し、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 印西市地域ケア会議 地域包括ケアシステムを構築するため、地域思いやりケア会議及び地域ケア推進会議を通じて明確化された地域の課題の中で、市全体として取り組むべき課題や政策提言等が必要な課題について、解決へ向けた検討を行うものとする。
- (2) 地域ケア推進会議 地域の関係者の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークの構築を図るための協議を行うとともに、地域思いやりケア会議等を通じて把握された地域課題を地域関係者で共有し、インフォーマルサービス、地域の見守りネットワーク等の必要なサービス資源、住民活動等の開発に向けた検討を行い、その結果を前号に規定する会議に報告するものとする。
- (3) 地域思いやりケア会議 地域包括支援センターが行う総合相談業務等から検討が必要な困難な事例を抽出し、個別の支援策についての協議を行い、その結果を前号に規定する会議に報告するものとする。
- (4) 自立支援型地域ケア会議 高齢者の自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントについて、多職種が協働で検討するとともに、課題解決のために必要な地域資源の把握、多職種のネットワークの構築についての検討を行い、その結果を第

1号に規定する会議に報告するものとする。

(構成員)

第4条 地域ケア会議の構成員は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）により、構成する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 保健医療関係者
- (3) 介護保険サービス事業所職員
- (4) 高齢者関係機関職員
- (5) その他地域包括ケアの総合調整に市長が必要と認める者

2 地域ケア会議は、次条に定める主宰者がその都度必要と認める構成員に出席を求める。

(会議の開催)

第5条 地域ケア会議は、次の各項により、必要に応じて随時開催するものとする。

2 第3条第1号及び第4号に掲げる会議は、高齢者福祉課長が主宰し、招集する。

3 第3条第2号及び第3号に掲げる会議は、地域包括支援センターの長が主宰し、それぞれの担当圏域ごとに招集する。

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議の書面開催)

第7条 第3条第1号に掲げる会議の主宰者は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により構成員の意見を求め、その意見をもって会議の結果に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、結果の数に加えないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。